

流通経済大学利益相反マネジメント委員会規程

(目的)

第 1 条 この規程は、流通経済大学利益相反マネジメントポリシー（以下「ポリシー」という。）第 5 項の定めに基づき、流通経済大学（以下「本学」という。）における利益相反に関し審議するため、本学に設置する流通経済大学利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定める。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 利益相反ポリシーの改廃に関すること
- (2) 利益相反マネジメントに関すること
- (3) 利益相反の審査に関すること
- (4) 利益相反小委員会からの報告事項に関すること
- (5) 利益相反相談員からの報告事項に関すること
- (6) その他利益相反に関する必要事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次の委員で組織する。

- (1) 学長
 - (2) 学長補佐
 - (3) 各学部長
 - (4) 事務局長
 - (5) 総務部長
 - (6) 経理部長
 - (7) 外部有識者若干名
 - (8) その他学長が必要と認めた者
- 2 委員長は学長がその任にあたる。
 - 3 委員会には日通学園監事および監査室長がオブザーバーとして立ち会うことができる。
 - 4 委員会の事務は経理課があたる。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

(議事)

第 5 条 委員会は、学長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。
- 3 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第 6 条 この規程に掲げる委員会に関与する者は、職務上知り得た一切の情報を他に漏らしてならない。その任を解かれた後も同様とする。

(事務)

第 7 条 この規程に関する事務は、経理課の所管とする。

(規程の改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、委員会および大学協議会の審議を経て、学長が行う。

附則

この規則は、平成 28 年 2 月 23 日から施行する。